

# 厚生労働大臣の定める揭示事項 (令和6年6月1日現在)

## 入院基本料について

当院の看護職員(看護師及び准看護師)の配置は次のとおりです。(令和5年度実績により算出)

病棟	入院料	1日に勤務している看護職員の人数	看護職員1人あたりの受け持ち数	
			朝8時半～夕方17時まで	夕方17時～朝8時半まで
6病棟(東棟6階)	急性期一般入院基本料4	6人以上	5人以内	9人以内
5病棟(東棟5階)	急性期一般入院基本料4	7人以上	4人以内	10人以内
4病棟(東棟4階)	回復期リハビリ1	9人以上	5人以内	18人以内
3病棟(東棟3階)	急性期一般入院基本料4	10人以上	4人以内	10人以内
2病棟(東棟2階)	回復期リハビリ1	8人以上	6人以内	17人以内

## DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC対象病院”となっております。

DPC係数:1.2938(基礎係数:1.0451、機能評価係数Ⅱ:0.0754、機能評価係数Ⅰ:0.1636)(令和6年6月1日～)

## 明細書発行体制について

当院では医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されています。診療情報は、患者の皆様にとって大切な「個人情報」です。その点を十分にご理解いただき、取り扱いにはご注意くださいようお願いいたします。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## 医療安全について

当院は、医療安全管理者等による相談及び支援が受けられる保険医療機関です。医療安全に関するご相談は、医療安全管理者が関係部署と連携・協力してお受けしています。医療安全に関して、相談等希望される方は下記担当までお申出下さい。

担当窓口	医療安全管理室
------	---------

# 厚生労働大臣の定める掲示事項 (令和6年6月1日現在)

## 院内感染の防止について

当院では、感染防止対策を病院全体として取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行っております。また、以下の取り組みを実施しています。

1. 感染防止対策部門として感染制御室を設置し、その部門内に感染対策チーム(以下、ICT)を組織し、感染防止対策の実務を行っています。
2. 院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討します。
3. ICTにより職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、マニュアルを作成し各部署に配布しています。
4. ICTは全職員を対象とした院内感染対策に関する研修会を年2回以上行っています。
5. 地域の医療機関と連携し、年4回以上、各施設の感染対策に関する問題点を定期的に検討しています。また新興感染症の発生等を想定した訓練に参加しています。
6. 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を設け、特定抗菌薬については届出制としています。薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し注意喚起を行います。
7. ICTは1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握、院内感染防止対策の実施状況の把握及び指導を行っています。
8. 新興感染症の発生時等に、県の要請を受け感染症患者又は疑い患者を受け入れる体制を有し、そのことを自治体のホームページに公開しています。また感染症患者(疑い患者含む)を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行う体制を有しています。
9. 新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等、有事の事態を想定した地域連携に係る体制について、連携する他の医療機関等と協議しています。
10. 感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。

## 勤務医及び看護職員の負担軽減に繋がる取り組み

当院では、勤務医及び看護職員の負担軽減に繋がる取り組みとして以下の項目に取り組んでいます。

### 勤務医に関する事項

- ・医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担
- ・勤務計画、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ・予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
- ・当直翌日の業務内容に対する配慮

### 看護職員に関する事項

1. 11時間以上の勤務間隔の確保
2. 夜勤の連続回数が2連続まで
3. 歴日の休日の確保
4. みなしの看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上

# 厚生労働大臣の定める掲示事項 (令和6年6月1日現在)

## 後発医薬品使用体制加算について

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院では、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。後発医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願いいたします。

また当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について入手困難な状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方変更等、適切な対応ができる体制を整備しております。なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる場合がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 患者サポート体制について

疾病に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等、さまざまな相談をお伺いする窓口を設置しています。ご希望の方は受付までお申し出ください。また、支援体制として以下の取り組みを実施しています。

1. 相談窓口と各部門が連携して支援しています。
2. 各部門に患者サポート担当者を配置しています。
3. カンファレンスを週1回開催し、取り組みの評価を行っています。
4. 相談への対応・報告体制をマニュアル化し、職員に遵守させています。
5. 支援に関する実績を記録しています。
6. 定期的に支援体制の見直しを行っています。

## 退院支援について

当院では、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、入院早期より退院困難な要因を有する患者様を抽出し、退院支援を行っております。

## 禁煙外来について

当院では、禁煙を行おうとしている方、禁煙を行おうとしてもなかなかやめられない等のお悩みの方等に対し、禁煙のお手伝いが出来るよう禁煙外来を設けております。禁煙を希望する患者様であって、スクリーニングテスト等により「ニコチン依存症」と診断された場合、保険診療の対象となります。診察をご希望の方は主治医又は受付までお申し出ください。

## 食事の提供について

当院は、厚生労働大臣が定める「入院時食事療養Ⅰ・入院時生活療養Ⅰ」の届出をしている保険医療機関です。管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。